

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

同代理人

[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]

審査請求人が令和2年4月30日に提起した処分庁による生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第63条に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が令和2年3月5日付けで行った法第63条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成27年9月30日付けで、審査請求人(以下「請求人」という。)に対し、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、令和2年3月5日付けで、請求人に対し、法第63条に基づく費用返還決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。
- 3 請求人は、令和2年4月30日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。



審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

ア 経緯

(ア) 請求人は平成 27 年 9 月より処分庁で生活保護受給開始。アルコール依存症の治療を専門医療機関で継続していた。デイケアの利用もしたが就労面で次のステップに移行したいとクリニックのソーシャルワーカーに相談。平成 29 年 3 月 3 日から障害者総合支援法による就労継続支援（B 型）事業の利用を開始し、特定相談支援事業所による相談支援も受けることになる。年末に人間関係の軋轢から最初の事業所を止め、翌平成 30 年 1 月から新しい B 型事業所へ変わる。両事業所ともこれまで経験したことのない作業内容であったが、次の一般就労へのステップとして取り組んできた。並行して求職活動も行いながらの訓練であった。これまでタクシー等運転業務中心であったが、アルコール依存症という病気の特徴からして、夜間中心の酔客を多く相手にする業務については基本的に避ける方向と確認していた。（主治医からの意見も同様）

(イ) 平成 30 年 4 月からはパート就労であるが病院の夜勤業務に就くことが出来た。これもまたこれまで経験したことのない仕事であった。就労環境があまりよくなく、機会があれば転職をと考えていた矢先に平成 31 年 3 月に条件のいい職場が見つかった。特別養護老人ホームの事務当直である。先の仕事の経験を生かせる仕事なので転職することにした。

(ウ) 週 2 勤務から 3 勤務での採用となる。仕事が落ち着きかけた矢先に近隣住戸からの騒音等の問題が発生。夜間のみならず洗濯機やテレビの大きな音、ベランダでの喫煙等夜勤の本人にとっては睡眠を阻害される連続でかなりのストレスとなった。また今後の一般就労を目指すにあたり、障害者雇用も視野に入れる必要もあることから精神保健福祉手帳の取得をこの時期に行った。（3 級）

(エ) 令和元年 6 月に入り、当該住居での生活継続が厳しくなってきた。これまでも実施機関に対し現状を伝え転居の相談も行っていた。医師からも転居の必要性についての意見書も交付された。住居探しに代理人も同行し、7 月 28 日に前住居に転居した。

(オ) 入居後 3 か月たった 10 月に入り、隣家からの騒音が激しくなってきた。入居直後にも大きな音でラジカセをかけていたことがあり注意もした。その後しばらくは隣人が立てる音は小さくなっていたのだが、室内で壁にぶつかる音や転倒かもしれないと思われる大きな音が繰り返されるようになる。アルコールと処方薬の影響があると請求人は隣人から聞いている。本人はアルコール依存症のみならず以前の薬物依存症のフラッシュバックが起こり、請求人本人に問題が起こるだけではなく、隣人に対して何らかの危害を

加えてしまうのではという危惧まで抱くに至った。10月29日に、こうした状況については実施機関の担当者に報告をし、前回の転居後間もないことからやむなく自費で転居したい旨実施機関に伝えた。「自身で工面しての転居なら特に問題にはしない」と説明を受けた（請求人代理人同行）。一日も早くという気持ちからその日のうちに管理会社に解約通知書を送付。翌月中の転居を予定し、新たな家探しに同行する。

(力) 11月7日には新規物件の候補が見つかり、現地も確認する。ただし所在地を管轄する実施機関が変わることになるが、この物件が静かな環境にあることから契約を決める。

(現住居) 11月15日には処分庁担当者に転居先が決まった旨報告。同日転居先を決め契約のための支払いをした。費用はこれまで蓄えてきた金銭を充てた。資料のとおり103,431円の支払いをした。この折前住居の解約に際しての違約金の発生を認識したものの、11月25日に転居予定というスケジュールを立てていたため、11月中には解約のための違約金や原状回復のための費用も支払わなければならなくなった。

(キ) 新しい実施機関(A福祉事務所)へは翌26日に申請に出向いてほしい旨教示を受ける。

(ク) 11月26日新たな実施機関への申請に同行。A福祉事務所からは「自費転居なので移管扱いはしないと」との説明を受ける。「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。) 問第10の9からは逸脱している旨指摘するも理解を得るまでに時間を要することになった。この時点で収入申告書の提示を求められ、転居時の違約金及び原状回復のための費用が急なことで手元になく、やむを得ず請求人の長男(以下「長男」という。)に相談し、「親父に飲まれてしまうのが一番困る、何とかその費用については援助する」との申し出があったため、11月に長男からの援助金90,000円の申告をした。長男に援助の申し出をしなければならない経済状況は、新居への転居にかかる費用が103,431円と引っ越し費用が70,000円(領収書紛失)で、これまでの手持ち金でこれは賄えると準備を進めてきたが、それ以上の貯え等はなかったためである。

(ケ) この収入申告の後、処分庁からこの90,000円は収入認定する方向だとの連絡を受ける。

(コ) A福祉事務所からの新規訪問面談時にも「処分庁とは違いますから、就労指導もします。」という発言があったり、勤務先に保護受給の事実は知られたくないからと説明すると「辞退もできるんじゃないですか？」等の発言を受け本人のイライラは非常に高まった。

(サ) 処分庁からの長男の援助金の扱いについての説明がないため、12月6日に代理人が処分庁を訪ね、課長に面談し、当方の理解を説明し実施機関の見解を確認する。

(シ) 課長の説明「最低生活費を上回るものはすべて収入である」「事前に報告がなかった」「転居前の住居が最低生活を著しく損なうものであると認められない」「転居先がどのような住居かわからず、自立更生にあてられる費用ではない」「今回住宅扶助の適用は、同

一理由ではだせない」という理由を説明される。

(ス) 課長通知第8の41も含め、十分ケース診断会議で検討し、収入として認定し法第63条の適用という結論に達した。検討の余地はない。との説明に終始し、具体的な自立更生を目的とする場合はどのような場合か？今回の援助がなぜ自立更生目的に当たらないのか？著しく損なうとはどういう場合か？等の説明を求めるが、その説明は一切なかった。実施要領に基づく判断を期待することが非常に難しいと思われる状況であることから、関係資料の開示請求を行うことにした。

(セ) 「ケース診断会議記録票」によると会議の要点は「解約違約金の支払いのために長男から借りた90,000円を収入認定するかどうか。」で今後の措置として「長男からの借入金90,000円については収入として判断し、請求人に法63条を適用する。」との記録が残されているだけで、課長通知第8の41に基づき、収入として認定しないものの取扱いの可能性について検討された痕跡も記録されていない。12月6日に請求人代理人が課長に申し出をした際にも、この課長問答を承知していなかったとしか思えなかったが、後記(5)ウはそのことをうかがわせるに十分である。

(ソ) また、この間請求人に対し、指定付き援助や収入認定しないとする取り扱いの規定があるということの教示も全くされていない上に、請求人が長男に将来的に返済するという風に言わざるを得ない状況に追い込まれ、請求人が返済するなら収入とされないのではという誤認をしたとのことである。

(タ) その後本件処分通知書を3月17日に請求人に手交されるに至る。

(チ) 扶養義務者からの今回の援助金は、当該扶養義務者(長男)について期待すべき扶養の程度をこえ、(長男は先ごろ離婚し、養育費の支払いを続けており請求人への継続的な扶養の履行は困難な状態であった。)
「当該被保護世帯の自立更生のためにあてべきことを明示してなされ」(解約違約金と原状回復費用。解約違約金41,000円2カ月分及び原状回復費用7,770+各振込手数料)それ以外にはあてていなくても明確である。

(ツ) 請求人がアルコール依存症からの回復に向き合っており、回復のための阻害要因をできるだけ避けたいと努力していることへの理解が全く不十分であると認識せざるを得ない経過をたどってきたことは、自立支援を支えるべき実施機関としては法定的のみならず、道義的責任も非常に重いと言わざるを得ない。

イ 審査請求の趣旨に詳述したように、長男からの自立更生のための援助金は、収入として認定しないこととの取り扱いが可能である旨、実施要領にも示されているにも関わらず、この点の検討が一切なされず、法第63条の適用を決定したことは、実施要領の適用を誤っており、この処分は取り消すべきである。

(2) 審理員が令和2年7月31日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 処分庁の弁明について

(ア) 後記2処分庁の主張(1)ア(カ)について

「転居費用を処分庁から支給することは難しい旨伝えたと、自費でも転居したいとの話であった。」という内容は、住宅扶助と生活扶助を混同した指導であり、生活扶助移送費の支給の可否が全く検討されておらず、請求人に対してもこの点の説明が全くなされていなかった。請求人は生活扶助移送費の申請すら保証されなかった。十分な説明がなされていれば事前に請求人は申請をすることが可能で、長男からの援助金は必要なかったと思われる。(「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7-2(7)(サ))

(イ) 後記2処分庁の主張(1)ア(ケ)について

転居当該月に新たな実施機関に継続保護の申請を行った。この時点も課長通知第10の9答と反する取り扱いをされる。自費転居は新規の扱いとして受け付けると教示されたが、これについては課長通知通りの扱いとする措置が取られた。

この申請時点で、請求人は長男からの援助金について収入申告書により申告。

長男に返すという請求人の話は、一般的な親子関係の中で、苦しい生活の中で何とか請求人のためにと考えて援助してくれた長男に対する父親の思いであり、仮に返済するということであったとしても、生活保護費をどのように費消するかの中で、当然に否定されるべき性質のものではない。

(ウ) 後記2処分庁の主張(1)ア(コ)について

前記(イ)で述べたとおりである。

(エ) 後記2処分庁の主張(1)ア(シ)について

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8-3(3)次に掲げるものは収入として認定しないこと。

(エ) 自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額と明確に規定され、入念的により具体的に、課長通知第8の41答に示されているとおりであり、ケース診断会議ではこれらの点が全く検討されていない。これは審査請求の理由で詳述した通りである。違約金並びに原状回復費用の支払いは審査請求人にとって転居を実現させなければならない一連の行為であり、これらを切り離しての理解は再発を引き起こす危険性が非常に高いことは、後記2処分庁の主張(1)ア(ウ)及び(エ)でも明らかである。処分庁は、依存症からの回復過程を理解しようとせず、法本来の目的でもある「自立助長」への支援という観点が全く見受けられない。審査請求で述べた理由に対する反論は全くないと言わざるを得ない。

イ 処分庁の意見について

(ア) 後記2処分庁の主張(1)イ(カ)について

事前の相談は、自費での転居について説明もし、「自費ならしかるべく」と指示されたのみである。また転居に伴う長男からの援助金については当該11月にA福祉事務所で申告をし、その後処分庁に対しても申告をした。扶養義務所からの援助金については、必ずしも事前の相談が必須だとは示されておらず、当該月には収入の申告はしており、「届け出義務を果たしたとは言えない。」との主張は妥当性を欠くと言わざるを得ない。また、その援助金が自立更生目的以外に費消されたわけではなく、すでに提出済みの資料にある通り転居を実現するための一連の費用に充てたことは明らかである。こうした事実にもかかわらず、「次官通知第8-3に該当するか否かについて、検討する余地はなかった。」とするのは法に照らしても全く根拠のない主張と言わざるを得ない。11月中の援助事実の申請の後の8月3日に「ケース診断会議」が開催されていることから、弁明書の主張には合理的理由は存在しない。

本件については、扶養義務者からの援助金が課長通知第8の41答に示されるように収入として認定しない取扱いとすることが妥当であり、これに反しての本件処分は、最低生活を侵害し、当該請求人の自立を著しく阻害するものと言わざるを得ない。

(イ) よって、本件処分庁の処分は実施要領の規定にも反し妥当性を欠き、取り消されるべきものである。

(3) 審理員が令和2年9月29日に受理した請求人の再反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 後記2処分庁の主張(2)について

(ア) 後記2処分庁の主張(2)ア及びエ前半部分について

後記2処分庁の主張(2)エにおいて「処分庁は、請求人から転居したいとの相談に対し、転居費用を処分庁から支給することは難しい旨伝えたところ、自費でも転居したいとの話をしたものである。」という内容は、「転居費用を処分庁から支給することは難しい」と伝えたのみで、後記2処分庁の主張(2)アにおいて処分庁は「敷金等と移送費等を審査請求人が賄い転居するものと理解し」と処分庁が「転居費用の支給は難しい」とする後記2処分庁の主張(2)エでの説明を処分庁の都合で解釈し、住宅扶助と生活扶助を明確に区別しての説明はなされていないと思わざるを得ない。住宅扶助と生活扶助の決定判断の基準が異なっているということが全く説明されていないということであり、「観点が異なるもの」と軽々に論じられるべきものではなく、請求人は生活扶助移送費の申請すら保証されなかったと言わざるを得ない。

また、届け出については請求書や反論書において述べたとおりである。

(イ) 後記2処分庁の主張(2)ウについて

前記(ア)に述べたとおりである

(ウ) 後記2処分庁の主張(2)エ後半部分について

「法 61 条の届出義務や転出・引っ越しなどによる住所の変更については原則事前相談が必要である・・・」との指摘については、転居に対する事前相談を 10 月に請求人がしていたことはこれまでもすでに述べたとおりである。

(エ) 改めて処分庁が行った処分を取り消すべきとの裁定を求める根拠

- ① 転居についての相談を 10 月にはしていたこと。
- ② 転居前住居の解約申し出時に、「違約金」の支払いが必要であることを認識したこと。(契約書の再確認はこの後で、しばしば起こりうることと思われる)
- ③ 転居前住居での継続した生活は本人の「日常生活自立」「社会生活自立」さらには近い将来の「経済的自立」をも阻害する可能性が非常に高かったこと。
- ④ そのため、やむを得ず長男にこの「違約金」等にかかる援助を申し入れ快諾されたものの。
- ⑤ 転居にかかる扶養義務者からの「援助金」は転居を実現するための一連の経費以外には費消していないこと。
- ⑥ 課長通知第 8 の 41 を根拠に収入として認定しないものとして取り扱うべきである。

なお、自立更生費については、「生活保護問答集について」(平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。) 問 13-5 において、「自立更生費の範囲に含まれないものとして、①浪費した額、②贈与等当該世帯以外のために充てられた額、③保有が容認されてない物品の購入に充てられた額」と示されており、本件処分は収入として認定しない取扱いが可能であることを一切検討されずになされたと言わざるを得ず、取り消されるべきであると言わざるを得ない。

敷衍すると、63 条返還に関する事件に対する福岡地裁平成 26 年 3 月 11 日判決において、法第 63 条による返還額の決定について次のように判示されている。「保護の実施機関に返還額を決定するに当たって裁量を与えた趣旨が、全額を返還させることが不適当ないし不可能な場合もあるので、実施機関の裁量に委ねるという点にあることからすると、全額返還を命じることにより自立を著しく阻害するような場合には、保護の実施機関が、自立更生費の有無にかかわらず、一定額を過誤払金から控除して返還額を決定することも可能と解される(なお、保護手帳は、自立更生については、(i) 浪費した額、(ii) 贈与等当該世帯以外のために充てられた額、(iii) 保有が容認されない物品等の購入に充てられた額は該当しないと規定しているに過ぎないことからすると、一定の生活費についても自立更生費に該当すると解釈することも可能と解される。)」。

課長通知第 8 の 41 及び問答集問 13-5 により、処分庁の本件処分は取り消されるべきである。

(4) 審理員が令和 2 年 12 月 4 日に受理した請求人の再々反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 処分庁の後記 2 処分庁の主張 (3) について

(ア) 後記 2 処分庁の主張 (3) アについて

「処分庁においては、請求人が自費で転居したいと述べた際に、敷金等と移送費等を請求人が賄い転居するものと理解し、「自身で工面しての転居なら特に問題としない」と説明したまでである。」と住宅扶助の一時扶助と生活扶助の支給適用についてその適用根拠の違いを何ら検討することなく、本人が申し出たことをもって、申し出通りとしたことについては最低生活保障の観点から、また保護受給権に関して十分な説明義務を果たしたものととは考えられない。

ただし、本件審査請求については、こうした行為の上に、扶養義務者からの使途を明示しての援助であり、その使途以外には費消していないことはこれまでも明らかにしてきたところであり、転居に係る違約金の支払いにその援助金を充てたことは、申立人の自立更生に資するものであり、法の趣旨に即しているということは、すでに前記（３）でも述べたとおりであり。

（イ）後記２ 処分庁の主張（３）イについて

この点についてもこれまですでに述べてきたとおりであり、処分庁が判断すべき資料についてその指示・指導に基づき提出していることも明らかであり、届け出義務を果たしていないとの指摘は当たらない。

総じて繰り返しになるが述べる。

本件は、請求人がやむを得ず転居するに際し、解約返戻金に長男からの援助を充てたことに起因している。請求人は、次官通知第８－３エ「自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生にあてられる額」は収入として認定しないものとされていることを根拠に、課長通知第８の４１答「扶養義務者からの援助金は、その援助が、当該扶養義務者について期待すべき扶養の程度をこえ、かつ、当該被保護世帯の自立更生のために充てるべきことを明示してなされた場合に限り、「自立更生を目的として恵与された金銭」に該当するものとして取り扱って差しつかえない。により「収入として認定しないこと。」とされるべきとこれまでも一貫して主張してきた。さらに自立更生の範囲に含まれないものとされているのは、問答集問１３－５（答）①いわゆる浪費した額 ②贈与等により当該世帯以外のために充てられた額 ③保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額と示されている。これらのことから請求人の長男からなされた援助は「収入として認定しないこと。」と実施要領にも明確に規定されており、法第６３条を適用する以前の取り扱いが法の適用を誤っていると言わざるを得ない。

（ウ）以上のことから本件処分は取り消しを免れないものである。

（５）請求人から提出のあった書類には、次の記載がある。

ア 令和元年１１月２６日付けのケース記録票には、「Ａ福祉事務所面接担当よりＴＥＬあり。請求人が本日来所し、保護の申請を行ったが、前住居の解約の際に、解約違約金が生じており、そのお金を長男に借りて支払ったとの申し出があった。解約違約金の金額は８２,０００円。借りたお金は、給料が入り次第長男に返還する予定であるとのこと。」との記載がある。

イ 令和元年１１月２６日付けのケース記録票には、「請求人に電話する。前住居の解約違約金

について、82,000円生じていたが、なるべく早く転居をしたかったので、長男から90,000円借りて支払ったとのこと。給料が入り次第、長男に返還する予定であるとのこと。請求人は、借りてはいけなことを知らず、知っていたら借りずに何とかして自分で支払っていたと言っていた。借りた分は収入認定を行うことを伝える。」との記載がある。

ウ 取扱日が令和元年11月29日の銀行の利用明細票には、「お取引内容 カード送金」、「お取引金額 82,000」との記載がある。

エ 令和元年12月3日に処分庁が開催したケース診断会議の記録票には、「5問題点 請求人は、令和元年11月25日にA福祉事務所管内の住居に自費で転居を行ったが、前住居を解約する際に82,000円の解約違約金が生じた。この解約違約金を支払うために11月20日に長男より90,000円を借り、11月30日支払いを済ませた。借りた90,000円は給料が入り次第全額長男に返還する予定である。」、「6会議の要点 解約違約金の支払いのために長男から借りた90,000円を収入認定するかどうか。」、「8今後の措置について 長男からの借入金90,000円について収入として判断し、請求人に法第63条を適用する。」との記載がある。

オ 令和2年3月5日付けの本件処分通知書には、「生活保護法第63条の規定により、下記のとおり費用の返還を求めます。」、「1 返還金額 61,470円」、「2 返還の理由 あなたは、平成27年9月30日から令和元年11月30日まで本市にて保護を受給されていました。令和元年11月20日に（長男）からの借入金90,000円（うち、原状回復費7,700円については控除）を受領したため、保護費に過払いが生じました。よって、既に支給した『5』の金額のうち『1』の金額について、同法第63条に基づき返還を求めます。」、「5 返還対象額 令和元年11月1日から令和元年11月30日までに支払った保護費の総額 61,470円」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が令和2年7月7日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件処分に至る経過

(ア) 平成27年9月30日 請求人は、処分庁に対して生活困窮のため、保護の申請を行った。

(イ) 処分庁は、請求人に対して平成27年9月30日付保護の開始決定を行った。

(ウ) 令和元年7月1日 請求人来所。

マンション住民で、騒音問題や覚醒剤等でトラブルを起こすことが多く、警察に3度通報しても全く改善されない、このような住環境では、アルコール依存症の再発の危険性が高く、転居が医学的に必要と考えるという令和元年6月発行の医師の意見書の提出

があり、転居費用について申請したいとのことであった。

(エ) 令和元年 7 月 18 日 課内協議

局長通知第 7-4-(1) 一カ及び課長通知第 7 の 30 答 11 の規定に基づき、「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合」に該当することにより転居費用を支給するものとして決定を行った。

(オ) 令和元年 8 月 14 日 請求人(宅)へ転居確認を行い、その時に請求人に「生活保護不正受給防止に関する確認書」の内容を説明のうえ、記名・押印を受けた。

(カ) 令和元年 10 月 29 日 請求人、請求人代理人来所。

現住居の隣人が夜中うるさく眠ることが出来ない、何回か注意をしに行ったが、隣人は自覚がなく治らない、家主にも相談しているが改善されないので、転居したいとの相談があった。転居費用を処分庁から支給することは難しい旨伝えたところ、自費でも転居したいとの話であった。

(キ) 令和元年 11 月 15 日 請求人、請求人代理人来所。

転居は自費にて行うとのことであり、処分庁において、新住居の住所及び家賃を確認し、保護の実施機関は、A福祉事務所管轄であるため、A福祉事務所へ生活保護の申請を行うよう話をした。

(ク) 令和元年 11 月 22 日 A福祉事務所の面接担当に電話。

令和元年 11 月 25 日に請求人がA福祉事務所管内に自費転居することを伝えた。

(ケ) 令和元年 11 月 26 日 A福祉事務所の面接担当より電話。

請求人がA福祉事務所に来所し、保護の申請を行ったが、面接時において前住居の解約の際に、解約違約金が生じ、長男に 90,000 円を借りて支払ったとの申し出があった。解約違約金の金額は 82,000 円であり、借りた金銭は、給料が入り次第、長男に返すとの話であった。

(コ) 同日 請求人に確認の電話。

前住居の解約違約金について、82,000 円を生じているが、なるべく早く転居をしたかったので、長男から借りて支払っており、給料が入り次第、長男に返還する予定であるとのこと。請求人は、借りてはいけないことを知らず、知っていたら借りずに何とかして自分で支払っていたとのことであったが、処分庁より借りた分は収入認定を行うことを伝えた。

(サ) 令和元年 11 月 29 日 請求人代理より電話。

長男より借りた金銭について、収入認定しなくてもいいのではないかと問い合わせがあった。請求人は長男より借りたお金を解約違約金の支払い以外で使用していない。もう一度、検討してほしいとの話があった。

(シ) 令和元年12月3日 ケース診断会議を行う。

今回の転居に伴い、前住居の解約違約金が発生し、そのために長男から借り入れた90,000円の取り扱いについての検討を行った。

協議をした結果、長男から借り入れた90,000円については、請求人に最低限度の生活の維持のために活用可能な資産が増加したという理由により、収入として取り扱うものと判断の上、法第63条に基づく費用返還決定処分を行うこととした。

(ス) 令和元年12月6日 請求人に電話。

ケース診断会議の結果を伝えた。

長男より借りた90,000円については、次官通知第8-3-(2)-イ 仕送り・贈与等による収入と判断し、法第63条を適用し返還を求めることとなる旨を伝えた。なお、返還金に関しては、90,000円の範囲内で令和元年11月に支払った保護費及び医療費の計算が出来次第、請求人に連絡するものとし、分割の返還についても、その際に話をすることとした。

(セ) 令和2年2月20日 処分庁は請求人に対し、長男から借り入れた金銭に対して、過支給に対する費用返還決定処分を行い、令和2年3月5日付で請求人に通知した。

イ 処分庁の意見

(ア) 法第61条では、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について、変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定されている。

(イ) 次官通知第8-1-(2)に、「収入に変動があるときの申告については、あらかじめ被保護者に申告の要領、手続等を十分理解させ、つとめて自主的な申告を励行させること」と規定されている。

(ウ) 問答集第8収入の認定(1)収入に関する申告において、「収入に変動があった場合の届出については、法第61条により法的に義務づけられており、生活保護の収入認定に当たっては広く収入申告制度が採用されている。この収入申告制度は、収入の内容、程度については、当然のことながら要保護者自身が最もよく承知していること、また、生活保護法に規定されている権利義務の実現のためには、その前提に要保護者と保護の実施機関の相互の信頼関係が保持されるべきであるということから採用されているものである。換言すれば、要保護者自らその収入の内容を明らかにし、保護の適格性を自己の責任において立証することが期待されているわけである。」とある。

(エ) 請求人は、令和元年8月14日に生活保護不正受給防止に関する確認書について、処分庁から説明を行い、理解したものとして署名・押印をしており、届け出の必要性は十分に分かっていたはずである。

(オ) また、処分庁は令和元年 11 月 26 日に A 福祉事務所面接担当からの連絡により、審査請求人が長男からお金を借りて、解約違約金を支払ったことを初めて知ったところであり、同日、電話により、処分庁が請求人にその事実を確認をしたところ長男からお金を借りて、解約違約金を支払ったと申し出があったものである。

(カ) 請求人は、「課長通知第 8 の 41 に基づき、収入として認定しないものの取扱いの可能性を検討された痕跡も記録されていない」や「指定付き援助や収入認定しないとする取扱の規定がある」ということの教示も全くされていない上に、申請人が長男に将来的に返済するという風に言わざるを得ない状況に追い込まれ、申請人が返済するなら収入とされないのではという誤認をしたとのことである」と主張するが、そもそも長男から借り入れた金銭については、事前に請求人から処分庁へ相談や申告は一切なく、処分庁がその事実を知った時には、解約違約金への支払いが既に済んでおり、請求人において、次官通知第 8-3 に該当するか否かについて、検討する余地はなかった。

まして、処分庁は、長男からの借入や解約違約金への費消の事実を知ったのは、請求人からではなく、他の実施機関である A 福祉事務所の面接担当からであり、借入や費消前に請求人から電話等の手段により処分庁への連絡・相談が可能であったことを考えれば、法第 61 条に基づく届け出義務を果たしたとは言えないものである。

以上により、本件処分は適法であり、違法や不当な点はないものであり棄却されるべきである。

(2) 審理員が令和 2 年 9 月 11 日に受理した処分庁の再弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 前記 1 請求人の主張 (2) ア (ア) に関して、請求人は、前記 1 請求人の主張 (1) ア (オ) の後段において、「10 月 29 日に・・・やむなく自費で転居したい旨実施機関に伝えた。」と述べている。

通常、転居には新たな住宅にかかる敷金や保証金 (以下「敷金等」という。) の他、家財道具等の移送費 (以下「移送費等」という。) が必要であることは明白である。処分庁においては、請求人が自費で転居したいと述べた際に、敷金等と移送費等を請求人が賄い転居するものと理解し、「自身で工面しての転居なら特に問題としない」と説明したまでであり、請求人の「住宅扶助と生活扶助を混同した主張であり・・・と思われる。」という主張は観点が異なるものである。

さらに、前回転居時においては、請求人から転居費用に関する申請があり、その申請に基づき転居費用を支給した経緯もあり、請求人が移送費等のことを全く知らないということも考えられない。

イ 前記 1 請求人の主張 (2) ア (イ) 及び (ウ) に関して、そもそも請求人は、前記 (1) ア (ケ) において述べているように、11 月 26 日に A 福祉事務所における保護の申請時において「長男に 90,000 円借りて支払った。・・・借りた金銭は、給料が入り次第、長男に返す。」と述べており、法においては、「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び「その者の金銭又は物品」について特に限定をしておらず、将来返済が予定されている

借入金についても、当該借入れによって、被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産は増加するものであるから、保護受給中に被保護者が借入れをした場合、原則として収入があったと認定せざるを得ないものである。

また、処分庁はA福祉事務所からの連絡により、この事実を知ったものであり、それまで、請求人より、処分庁に対して、何の報告もされていなかった。

法第61条に規定においては「被保護者は、収入、支出その他生計の状況に変動があったとき、すみやかに保護の実施機関又は福祉事務所長に届け出なければならない。」と規定されている。「生活保護法の解釈と運用」(厚生省社会局保護課長 小山進次郎著)において、法第61条における「収入」の解釈として、「ここでいう「収入」は保護費を除いての広い意義において用いられており、被保護者自身の勤労による収入の外、扶養義務者や縁故者等からの仕送りや贈与等も含み、これらの増減による所得の変動も本条(法第61条)の届出事項である」とされている。このことから仮に、請求人が主張するように長男からの借入金、援助金ということであったとしても、収入に変動があった時は、すみやかに処分庁に届け出る義務があったにも関わらず、これを怠っている。また、処分庁においては、保護の開始時において、法第61条に基づく届け出義務を説明しており、請求人は届出が必要であったことを理解していたはずであり、A福祉事務所における申請時点ではなく、その前段階である長男から借り入れた時点ですみやかに処分庁への報告が必要であった。

ウ 前記1請求人の主張(2)ア(エ)については、処分庁より前記(1)イにおいて主張しているが、重ねて主張する。処分庁は請求人が長男から金銭の借入れを行い、解約違約金等への費消の事実を知ったのは、既に支払いが済んだ後であり、なおかつ、その事実を知ったのは、請求人からの報告ではなく、他の実施機関であるA福祉事務所からである。本来であれば、請求人は借り入時もしくは費消前に電話や来所等の手段により、処分庁にその事実を報告・相談をすべきであった。また、請求人は、これまで何度も処分庁への来所や電話等により連絡を取っていることから報告・相談が可能であったと思われるが、それすら怠っていることから法第61条に基づく届出義務を果たしていないものと言える。

エ 前記1請求人の主張(2)イの1行目において、請求人は「事前の相談は・・・指示されたのみである。」と述べているが、処分庁は、請求人から転居したいとの相談に対し、転居費用を処分庁から支給することは難しい旨を伝えたところ、自費でも転居したいとの話をしたものである。

また、2行目において「転居に伴う長男からの・・・その後処分庁に対しても申告をした。」「扶養義務者からの援助金については、・・・妥当性を欠くと言わざるを得ない。」という部分は、前記イにおいても主張しているが、そもそも法第61条において、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは・・・福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」とされており、被保護者の義務として、請求人は借入金であれ、援助金であれ、その種別に関わらず処分庁に届出を行う義務を有していることから報告が必要であった。

また、平成27年10月23日、生活保護開始時確認シートに基づき、法第61条の届出義

務等について、さらに平成 27 年 10 月 23 日及び令和元年 8 月 14 日に、生活保護不正受給防止に関する確認書に基づき、法第 61 条の届出義務や転出・引っ越しなどによる住所の変更においては原則事前相談が必要である旨等について、請求人は福祉事務所からそれぞれ内容説明を受け、了承の上、記名・押印を行っている。すなわち、法第 61 条の届出義務に基づき、生計の状況に変動があったとき、居住地に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関にその旨を届け出なければならないことは十分分かっていたはずである。

よって、処分庁の主張は妥当性を欠くものではなく本件処分は適正である。

(3) 審理員が令和 2 年 11 月 17 日に受理した処分庁の再々弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 前記 1 請求人の主張 (3) ア (ア) (イ) に関しては、前記 (2) アで述べたとおりである。

すなわち、通常、転居には新たな住宅にかかる敷金等の他、家財道具等の移送費等が必要であることは明白である。処分庁においては、請求人が自費で転居したいと述べた際に、敷金等と移送費等を請求人が賄い転居するものと理解し、「自身で工面しての転居なら特に問題としない」と説明したまでである。

また、前回転居時において、請求人から転居費用に関する申請があり、その申請に基づき転居費用を支給した経緯もあり、請求人が移送費等のことを全く知らないということも考えらず、「請求人は・・・保証されなかったと言わざるを得ない。」ということには当てはまらない。

イ 前記 1 請求人の主張 (3) ア (ウ) (エ) に関しては、確かに、請求人は、転居に関する相談を事前の令和元年 10 月 29 日にしているが、処分庁が請求人が長男から金銭の借り入れを行い、解約違約金等への費消の事実を知ったのは、既に支払いが済んだ後であり、なおかつ、その事実を初めて知ったのは、請求人からの報告ではなく、他の実施機関である A 福祉事務所からの令和元年 11 月 26 日の報告であった。

また、請求人は、平成 27 年 10 月 23 日には、生活保護開始時確認シートに基づき、平成 27 年 10 月 23 日及び令和元年 8 月 14 日には、生活保護不正受給防止に関する確認書に基づき、法第 61 条の届出義務等について、福祉事務所から内容説明を受け、了承の上、記名・押印を行っている。すなわち、法第 61 条の届出義務に基づき、生計の状況に変動があったときなどは、すみやかに、保護の実施機関にその旨を届け出なければならないことは十分分かっていたはずである。

さらに、請求人は、これまで何度も処分庁への来所や電話等により連絡を取っていることから報告・相談が可能であったと思われるが、それすら怠っていることから、そもそも法第 61 条に基づく届出義務を果たしていないものと言える。

よって、処分庁の主張は妥当性を欠くものではなく本件処分は適正である。

(4) 処分庁から提出のあった書類には、以下の記載がある。

ア 令和元年 10 月 29 日付けのケース記録票には、「請求人、請求人代理人来所。請求人は、8 月に転居したところであるが、現住居の隣人が夜中うるさく眠ることができない。何回

か注意しに行ったが、隣人は自覚がないらしくなおらない。家主にも相談はしているが改善されないと。そのため転居したいと思っているとのこと。転居費用を処分庁から支給することは難しいことを伝え、請求人了承する。自費でも転居したい思いは変わらないとのことであったため、また重要事項説明書を提出するように伝えた。」との記載がある。

イ 令和元年 11 月 15 日付けのケース記録票には、「請求人、請求人代理人来所。重要事項説明書の提出あり。転居は自費で転居することを確認した。廃止後、管轄が A 福祉事務所の管轄であるため、再度、A 福祉事務所で申請が必要であることを伝え、請求人了承する。11 月 25 日転居予定であるとのこと。」との記載がある。

ウ 令和元年 11 月 26 日付けのケース記録票には、「請求人代理人より TEL あり。(中略) 本日、A 福祉事務所に行き請求人と保護の申請を行ったが、移管でないのはなぜかと。請求人は自費転居であるが、事前に転居の相談は本職にしており、相談なしで勝手に転居したわけではない。また、本日医療機関に通院予定であり、通院しないわけにはいかないと。課長と総括に相談の上、自費転居であるが転居する前に本職に転居の相談があり、通院のこともあるため、今回は移管の扱いとすることを伝える。」との記載がある。

エ 前記審理関係人の主張の要旨 1 請求人の主張 (5) アと同一書類

オ 前記審理関係人の主張の要旨 1 請求人の主張 (5) イと同一書類

カ 令和元年 11 月 29 日付けのケース記録票には、「請求人代理人より TEL あり。請求人の長男より借りたお金について、収入認定しなくてもいいのではないかと。請求人は長男より借りたお金を解約違約金の支払い以外で使用していない。もう一度、検討してほしいとのことであった。」との記載がある。

キ 前記審理関係人の主張の要旨 1 請求人の主張 (5) エと同一書類

ク 令和元年 12 月 3 日付けのケース記録票には、「ケース診断会議 請求人が前住居の解約違約金を支払うために長男より借りた 90,000 円の取り扱いについての会議を行った。結果としては、長男より借りた 90,000 円については収入として判断し、請求人の生活状況を考慮し、法第 63 条を適用することとなった。」との記載がある。

ケ 前記審理関係人の主張の要旨 1 請求人の主張 (5) オと同一書類

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第 4 条第 1 項は、「保護の補足性の原理」について、「保護は、生活に困窮する者が、その

利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

- (2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。
- (3) 次官通知第8の3は、収入の認定に係る認定指針について定め、(1)において、就労に伴う収入についてアからエまでを定めている。また、(2)において、就労に伴う収入以外の収入についてアからエまでを定め、イの(ア)において、仕送り、贈与等による収入について、「他からの仕送り、贈与等による金銭であつて社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること。」と定めている。さらに、エの(イ)において、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入((3)のオ、カ又はキに該当する額を除く。)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が世帯合算額8000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と定めている。
- (4) 次官通知第8の3(3)は、収入として認定しないものの取扱いとして、アからチまでを定め、エにおいて、「自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」と定めている。
- (5) 局長通知第8の2(4)は、「自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。」と定めている。
- (6) 課長通知問第8の40は、「局長通知第8の2の(3)及び(4)にいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。」の答として、「被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。」とし、(2)のエにおいて、「当該経費が、家屋補修、配電設備又は上下水道設備の新設、住宅扶助相当の用途等にあてられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額」と定めている。
- (7) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)の1の(1)には、法第63条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。(略)」とし、控除して差し支えない額として①から⑥の額を定めている。

その④において、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」と示されており、そのただし書きにおいて、「以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。(ア) いわゆる浪費した額(当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む)(イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額(ウ) 保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額(エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」と定めている。

- (8) 問答集問 13 の 5 の「法第 63 条に基づく返還額の決定」の答(1)は、「法第 63 条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」とし、(2)において、「しかしながら、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。」とし、控除して差し支えない額として、アからオの額を具体的に記載し、そのエにおいて、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額。なお、次のようなものは自立更生の範囲には含まれないものである。①いわゆる浪費した額②贈与等により当該世帯以外のためにあてられた額③保有が容認されない物品等の購入のためにあてられた額」と記載している。

- (9) 問答集問 13 の 23 の「法第 63 条・法第 78 条と控除」の問「法第 63 条及び法第 78 条の返還対象額を算定するにあたり、収入認定の際に認められる控除について適用することはできるか。」に対する答(2)は、法第 63 条を適用する場合で、保護受給中に資力が発生した場合として、「保護開始後に発生した資力については、それが速やかに現金化できる状況にあれば、本来収入認定を行うべきものである。したがって、事後に資力が換金され、その結果法第 63 条を適用する場合には保護の実施要領に定める収入認定の各規定に従って必要な控除等を適用すべきものである。これを具体的な例に当てはめてみると、返還対象となる収入の種類が次第 8 の 3 の(1)のアに規定する「勤労収入」であれば、必要経費のほか、基礎控除や新規就労控除、未成年者控除などの勤労控除を適用すべきであるし、生命保険の入院給付など、次第 8 の 3 の(2)のエに規定する「その他収入」であれば、世帯合算 8,000 円以内の額は返還対象から除外することとなる。」と記載している。

2 本件処分について

(1) 法第 63 条の解釈と運用について

法第 63 条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において処分庁の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反する

おそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を処分庁の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第 63 条に基づく返還決定を行うにあたって、以上のような同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない（福岡地方裁判所平成 26 年 3 月 11 日判決及び東京地方裁判所平成 29 年 2 月 1 日判決参照）。

（2）収入認定について

本件についてみると、処分庁は、請求人が転居に際し発生した違約金等の支払いのための費用として長男から受領した 90,000 円（以下「本件収入」という。）について、収入であると判断し、令和元年 11 月に支給した保護費の全額 61,470 円について、法第 63 条の規定により返還を求めたことが認められる。

前記 1（9）のとおり、保護受給中に資力が発生した場合において法第 63 条を適用する場合には保護の実施要領に定める収入認定の各規定に従って必要な控除等を適用すべきものとされている。

以下検討すると、前記審理関係人の主張の要旨 2（1）ア（ス）には、処分庁は、本件収入について、ケース診断会議において前記 1（3）に定める他からの仕送り、贈与等による収入と判断した旨の記載があるが、当該ケース診断会議の記録票を含む本件審査請求に係る書面からは、処分庁が本件収入について、前記 1（3）に定める他からの仕送り、贈与等による収入であると判断した経過は認められない。

また、前記審理関係人の主張の要旨 1（5）エ、オ及び 2（4）ケによると、本件収入について、「借入金」と記載されており、本件収入が前記 1（3）に定める他からの仕送り、贈与等による収入であるとの記載はない。

さらに、前記審理関係人の主張の要旨 1（5）オ及び 2（4）ケによると、収入額から原状回復費として 7,700 円を控除した旨の記載が認められるものの、本件審査請求に係る書面には、当該控除に至る経過についての記載がなく、処分庁が当該控除額をどのように確認し、いかなる規定を適用して収入額から控除したかについて判然としない。

以上からすると、処分庁が本件収入を認定するにあたって、前記 1（3）のいずれの収入であると判断し、どのように控除額を確認したかについては判然とせず、本件処分にあって、十分な検討が行われたものと認めることは困難である。

（3）返還額の決定について

次に、前記（1）のとおり、法第 63 条の規定による返還決定については、同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行わなければならないとされている。

これを本件についてみると、処分庁は、令和元年 11 月に支給した保護費の全額 61,470 円について本件処分を行ったことが認められるが、本件審査請求に係る書面からは、本件処分

にあたって、処分庁が請求人の資産や収入の状況等について調査し、これらを踏まえた上で、全額を返還対象とすることが請求人の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮した経過は認められない。

(4) まとめ

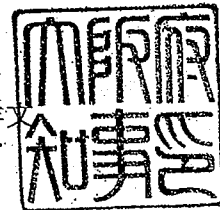
これらを踏まえると、本件収入を認定するにあたって十分な検討を欠いており、また、本件処分に至る判断の過程において考慮すべき事情を考慮せず、請求人の資産や収入の状況、生活実態など検討すべき個別具体の事情についての調査を行っていない点において、手続に違法な点があると認められ、本件処分は取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年5月19日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。